



METI
Ministry of Economy,
Trade and Industry

C O P 2 2 の結果概要

平成28年12月21日

経済産業省 地球環境対策室長

猪俣 明彦

COP22における決定事項

- パリ協定の詳細ルール交渉
 - ・引き続きUNFCCC加盟国全体での交渉を継続すること。
 - ・2017年に第1回パリ協定締約国会合（CMA1）を一度再開し、作業の現状確認を行った上で再び中断する。
 - ・2018年にCMA1を改めて再開し、実施指針等を採用する。
 - ・協定の実施やCMAの開催に関し、追加的に必要な事項があればAPA（パリ協定に関する特別作業部会）で検討する。

- 今後の計画

- ・COP22における議論を踏まえて、緩和(温室効果ガス排出削減に向けた対策)、適応(気候変動による影響への対策)、透明性(各国による取組状況の報告・レビュー等)、グローバル・ストックテイク(世界全体の進捗評価)、技術(気候変動問題対策に資する技術開発・移転)、市場メカニズム(他国における排出削減量の自国での活用)等それぞれの議題について、来年以降の技術的な作業を効率よく進めるため、次回5月に予定されているAPA及びSB（補助会合）における交渉会合までの期間に行う具体的な作業が決定された。



議題	
緩和	4月にサブミッション提出締切。5月にサブミッションに基づいてワークショップ実施
適応	来年3月にサブミッションの提出締切。5月にワークショップ実施。
透明性	来年2月にサブミッションの提出締切。サブミッションに基づいてワークショップを実施(時期未定)
グローバル・ストックテイク	4月にサブミッション提出締切。
技術	4月にサブミッション提出締切。
市場メカニズム	来年3月にサブミッションの提出締切。5月にラウンドテーブルを行うこととなった。

※議長国モロッコより、各国に対して気候変動対策を呼びかける文書（「マラケシュ行動宣言」）が発出された。

※次回のCOP23は、フィジーが議長国となり、2017年11月にドイツ・ボンで開催されることになった。

緩和

- 会議冒頭より、途上国側が、NDCの定義には適応や資金、技術、キャパシティビルディングが含まれるべきである旨を強硬に主張。
- これに対し先進国は、資金等についても各国がNDCで目標を設定し、5年サイクルで更新するべきとの議論につながるものとして、強硬に反対。
- 他方で、今後の論点が整理されたノンペーパーが作成されたところ、各国はそれを踏まえつつ、改めて2017年4月1日までに文書での意見提出（サブミッション）を行うこととなった。また、同年5月6日にボンにて非公式な協議（ラウンドテーブル）を行うこととなった。

透明性

- 先進国・途上国間の柔軟性（途上国等への協定上の義務の軽減）のあり方を巡る意見対立が起こりつつも、比較的建設的に議論が進展。
- 結果として、具体的な指針の内容につき各国の主張や論点が整理されたノンペーパーが作成され、各国はそれを踏まえつつ、更なる具体的な論点について、2017年2月15日までに文書での意見提出（サブミッション）を行うこととなった。また、同年5月のAPAまでに技術的な事項についての専門家を交えた非公式な協議（テクニカルワークショップ）を行い、事務局が報告書を取りまとめることとなった。

グローバルストックテイク

- 先進国・途上国間の衡平（先進国の温暖化に係る歴史的な責任への考慮や、支援の取り扱いを巡る意見対立）が起こりつつも、比較的建設的に議論が進展。
- 結果として、具体的な指針の内容につき各国の主張や論点が整理されたノンペーパーが作成され、各国はそれを踏まえつつ、更なる具体的な論点について、2017年4月30日までに文書での意見提出（サブミッション）を行うこととなった。

市場メカニズム

- JCMを含むボトムアップ型（協力的アプローチ、6条2～3項）、トップダウン型（CDMに類似した国連管理型、6条4～7項）及び非市場型（6条8～9項）のアプローチそれぞれについて今後の作業の進め方を議論。
- 結果的に、今後策定する市メカ運用ルールの要素やパリ協定内他条項とのリンクに関し、2017年3月17日までに文書での意見提出（サブミッション）を行うこととなった。また、同年5月6日にボンにて非公式な協議（ラウンドテーブル）を行うこととなった（ベネズエラ、ボリビア等一部の国々の反対により、NGO等を含まず、政府のみで対応）。
- 結論文書には反映されなかったが、2018年までに運用ルールに合意すべきとのタイムラインを概ね全ての参加国が共有し、今後これに向けて実質的・技術的議論が進展する見通しとなった。

COP22における主要な議論

主要論点

概要

技術

- 技術開発・移転分野においては、パリ協定により創設された「技術枠組」の具体化について議論。「技術枠組」の初期のテーマを、①イノベーション、②実施、③環境整備とキャパビル、④協働とステークホルダー関与、⑤支援とすることに合意。
- 資金メカニズム（GCFとGEF）と技術メカニズム（TECとCTCN）の連携については、既存の枠組の下で、途上国政府がGCFのキャパビル活用やプロジェクト申請の際にCTCNを活用した技術評価を行うこと等が招請され、今後も各機関の年次報告の中で取組をフォローアップしつつ、次回はCOP24（2018年）で検討を行うこととなった。

その他

- 資金については、更なる議論を行っていく上での論点整理や方向付けを行った。資金の捕捉に係る方法論の議論については、ワークショップや交渉会合を通じて、気候資金の捕捉のあり方について率直な意見交換が行われ、重要な要素を確認する等、第46回補助機関会合（SB46）で引き続き透明性向上に向けた前向きな議論を行う上での足がかりを作ることができた。また、本年10月のプレCOPで発表した「Roadmap to \$ 100 billion」については、先進国が主体的に提出したことについて途上国から歓迎された。
- 「日本の気候変動対策支援イニシアティブ」を発表し、適応に関する国際連携を含め、気候変動対策に関する我が国の取組や意欲を発信するとともに、今後の協力について意見交換を行った。